公　示

下記のとおり、令和８年度四国森林管理局法律顧問業務の企画競争参加者を募集します。
なお、本公募に係る契約の締結は、当該業務に係る令和８年度予算が成立し、予算執行の事務手続きが整うことを条件とします。

記

第１　事業名
令和８年度四国森林管理局法律顧問業務
第２　事業実施の目的及び概要
１　事業実施の目的
国有林野事業に係る紛争の未然防止及び早期解決を目的としています。
２　事業の概要
国有林野事業に係る法律上の問題等について、専門的な立場から四国森林管理局に対して指導及び助言を行っていただきます。
第３　参加資格
本業務に応募できる者は、次の全てに該当する者とします。
(1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお､競争に参加する者が、被保佐人又は被補助人であって､契約締結のために必要な同意を得ている者である場合は、同条の特別な理由のある場合に該当します。
(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
(3) 弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)に規定された資格を有する弁護士であること。
(4) 弁護士法第 20 条１項に定める法律事務所が、四国森林管理局（高知県高知市丸ノ内１－３－30）から半径 30 ㎞の範囲に所在すること。
第４　業務請負者の選定方法
「令和８年度四国森林管理局法律顧問業務に係る企画競争応募要領」に基づき、企画提案や書類(見積書、申込者の概要等)について審査を行い、業務請負契約候補者を１者選定します。
第５　契約条項を示す場所、企画競争資料を交付する場所及び日時
１　場所：四国森林管理局総務企画部総務課
２　日時：公示日～令和８年３月 16 日（ただし、行政機関の休日を除く。）
９時～12 時及び 13 時～17 時
第６　書類の提出期限及び提出先（問合せ先）
１　提出期限：令和８年３月 16 日 17 時まで
２　提 出 先：四国森林管理局総務企画部総務課共済組合係
第７　企画案の無効
本公示に示した参加資格を満たさない者の企画等は、無効とします。
第８　その他

本公示に記載なき事項は、企画競争説明書（企画競争応募要領等）によります。

以上、公示します。

令和８年３月２日

支出負担行為担当官
四国森林管理局長　田中　晋太郎

お知らせ
１　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、四国森林管理局ホームページの「発注者綱紀保持に関するお知らせ」をご覧下さい。
https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/chotatu_nyusatu/job/soumu/top.html